

【第67条（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）】

（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第67条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

- (1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- (2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 劇場等において、臨時に客席又は舞台を設ける場合
- (5) 水道の断水又は減水
- (6) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- (7) 祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等（対象火気器具等を使用するものに限る。）の開設（第63条の4第2項の規定により火災予防上必要な業務に関する計画が提出される場合を除く。）

※ 改正経過：制定〔昭和26年条例第48号〕、一部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔平成26年条例第41号〕

【趣旨】

本条は、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある7種類の行為を掲げ、その届出について定めたものである。

「届出」とは、役所に対して一定の事項を通知する行為であって、そのことが法令で義務付けられているものである（役所からの処分（許可をする、許可をしないを前提としている「申請」を除く。）。よって、法令が定める形式上の要件を満たす届出が提出先とされている役所に届いたときは、「届出をする」という手続き上の義務は完了したことになる。このため、役所は、形式上の要件を満たす届出が正しい提出先に到着した際には、その届出を受け取らないということとはできない。ただし、形式上の要件を満たす届出が正しい提出先に到達しても、その届出の内容に誤りがある場合など、その届出の根拠となる法令の要件を満たしていないものは、届出としての法律的な効果は発生しないということになる（以上総務省ホームページ）。

【解説】

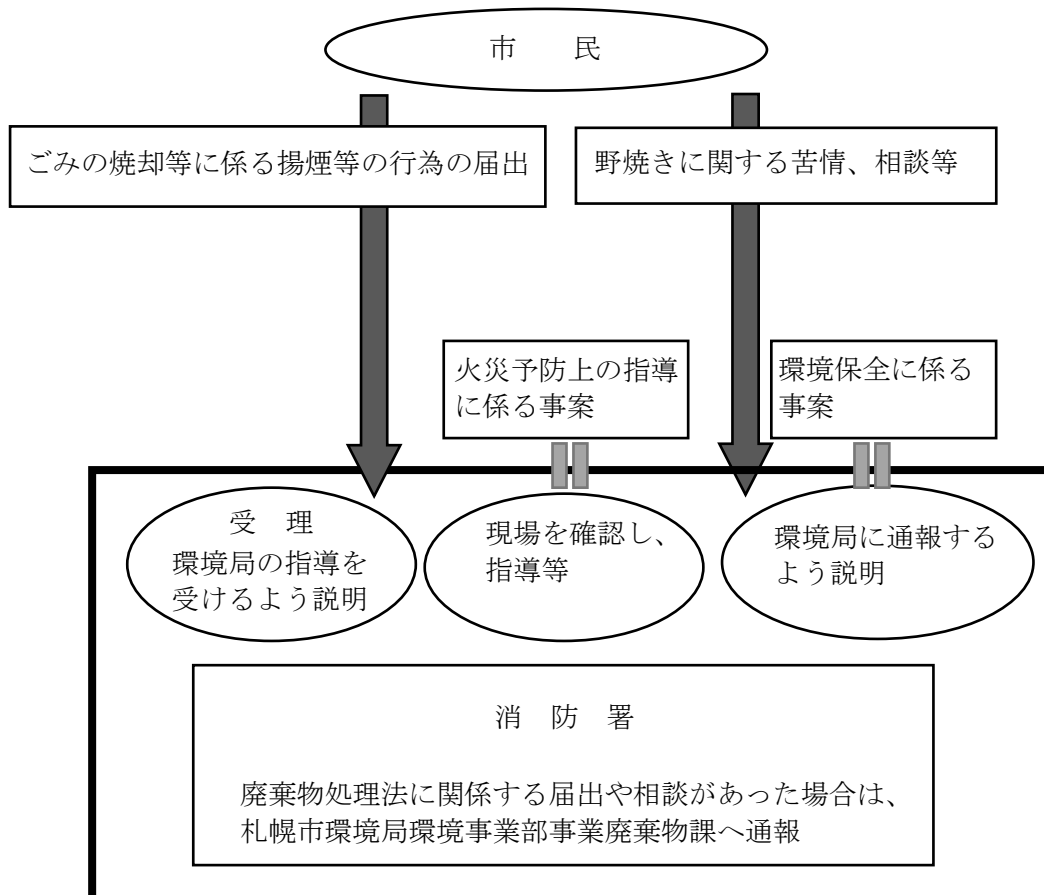
1 揚煙等の行為の届出（第1号、規則第16条及び様式15関係）

- (1) 本号の行為は、それ自体火災予防上の危険が存在するものであるが、さらに、これについて十分な消火準備がなされている場合でも、消防機関がそれを知らなければ、自ら火災と誤認し、あるいは一般市民からの誤報によって消防隊が出動し、計画的な消防警備が混乱するおそれがある。このことを避けるため、行為者に対して一般的な届出義務を規定したものである。なお、たき火に類する行為は、行為の規模、場所等を勘案し、第29条（たき火）に定める例により指導することとなる。
- (2) 届出は、当該行為を行う区を管轄する消防署に対し、規則様式15の届出書（揚煙等の行為の届出書）を提出する。
- (3) 届出書の提出を受けた消防署は、必要に応じて届出内容を調査する。
- (4) 本号の行為に係る届出は、規則第16条により、電話又は口頭によることができる。この場合、電話等を受けた消防署では、①発生予定日時（いつからいつまで）、②発生場所、③燃焼部品名及び数量、④目的、⑤その他必要な事項がある場合は当該事項、について内容を確認する。
- (5) ごみの焼却等の目的で揚煙等の行為の届出をする場合は、第29条【解説】3（2）のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、本条【解説】において「廃棄物処理法」という。）による規制も関わってくる。よって、下図のとおり、ごみの焼却等に係る届出を消防署が受理し

【第67条（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）】

でも、直ちにごみの焼却が容認されたわけではないことに十分留意する必要がある。

ごみの焼却等の対応フロー



2 煙火打上げ又は仕掛け届出（第2号、規則第16条及び様式16関係）

- (1) 本号の行為について、火薬類の消費をしようとする者は、火薬類取締法第25条第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の長）の許可が必要である（ただし書に該当する場合を除く。）。また、煙火（がん具煙火を除く。）を消費する場合には、火薬類取締法施行規則第56条の4の規定が適用されることになるので、留意する必要がある。
- (2) 火薬類取締法第25条に基づく許可申請の窓口は、札幌市消防局予防部査察規制課となっている。また、当該申請の内容を確認し、許可することが適当であるとした場合は、申請を処理した査察規制課から煙火の消費場所を管轄する消防署に通知することになっている。よって、当該許可を受けた場合は、本号の届出を省略することができる。
- (3) 火薬類取締法第25条に規定する煙火に係る許可申請を必要としない届出は、当該行為を行う区を管轄する消防署に対し、規則様式16の届出書（煙火打上げ仕掛け届出書）を提出する。
- (4) 届出書の提出を受けた消防署は、必要に応じて届出内容を調査する。
- (5) 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則の該当条文は、本条【参考】のとおりである。

3 催物開催・臨時客席等の設置届出（第3号及び第4号並びに規則第16条、第17条及び様式17関係）

- (1) 第3号の行為は、第62条（準用）の場合と同様、本来は劇場等以外の用途に供される防火対象物における一時的な催物開催のみを指すものである。
- (2) 「催物」とは、一般的には、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。
- (3) 届出は、当該行為を行う区を管轄する消防署に対し、規則様式17の届出書（催物開催・臨時

【第67条（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）】

客席等設置届出書）を提出する。

- (4) 届出書の提出を受けた消防署では、客席、舞台、防災処理、その他のうち、該当する項目について防火上の支障の観点から調査を行う。
- (5) 第4号の行為は、劇場等において、臨時に客席又は舞台を設ける場合をいう。劇場等の客席については、屋内のものを第57条（劇場等の屋内の客席）に、屋外のを第57条の2（劇場等の屋外の客席）においてそれぞれ規制しているが、臨時的に客席を設ける場合にあっても通常時と同じように火災予防上の措置を講じなければ、火災が発生した場合には、多くの来場者を混乱させ、尊い人の命を失うことが想定される。よって、このような場合には、届出を要することとなる。
- (6) 届出は、当該行為を行う区を管轄する消防署に対し、規則様式17の届出書（催物開催・臨時客席等設置届出書）を提出する。
- (7) 届出書の提出を受けた消防署では、客席、舞台、防災処理、その他のうち、該当する項目について防火上の支障の観点から調査を行う。

4 水道断水減水の届出（第5号、規則第16条及び様式18関係）

- (1) 本号は、水道工事等により、ある区域の断水又は減水を行う場合をいう。火災が発生すると、多くの消防隊が火災現場に出動し、人命救助活動と併せて、火災被害を最小限にするための消火活動に従事する。その際、現場付近にある消火栓は、活動する消防隊員の安全を確保しながら消火活動を迅速かつ効果的に行うための生命線となる最も重要な施設である。よって、あらかじめ管轄区域の消火栓が有効に使用できるか否かの情報を収集しておくことが必要不可欠であるため、水道工事等により断水又は減水する場合は、断水等をする区域を管轄する消防署長に届け出なければならないこととなっている。
- (2) 届出は、当該行為を行う区を管轄する消防署に対し、規則様式18の届出書（水道断水・減水届出書）を提出する。
- (3) 届出書の提出を受けた消防署は、届出内容を確認する。

5 道路工事の届出（第6号、規則第16条及び様式19関係）

- (1) 本号の道路工事には、消防自動車は全く通行できない場合に限らず、片側通行止め等も含まれる。また、道路自体の工事のみならず、水道管、ガス管、電気又は通信用ケーブル等の埋設工事等消防隊の通行その他消火活動に障害となるような場合をいう。消防隊は、出動の際、最も効率的に現場に到着できるルートを選定しながら緊急走行するが、本来、通行できると想定していた道路が、道路工事のために何らかの通行障害に陥っていた場合、迅速に現場に到着できなくなり、消火活動、人命救助活動に多大な遅延が生じ、結果として市民の生命、身体及び財産に大きな影響を及ぼすことになる。よって、消防隊の通行、消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事を行う場合は、あらかじめ道路工事を行う区域を管轄する消防署長に届け出なければならないこととなっている。なお、本号の道路工事に係る情報は、当然、救急隊にも共有され、効率的な救急搬送に活用される。
- (2) 届出は、当該行為を行う区を管轄する消防署に対し、規則様式19の届出書（道路工事届出書）を提出する。
- (3) 届出書の提出を受けた消防署は、届出内容を確認する。

6 露店等の開設届出（第7号、規則第16条及び様式19の2関係）

- (1) 本号は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等のうち、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、所轄消防署長に届け出なければならないこととなっている。ただし、第63条の4第2項の規定により火災予防上必要な業務に関する計画を提出する場合は、当該計画の中に対象火気器具等を使用する露店等の情報（開設店数、消火器の準備状況等）が記されることになるため、本号に掲げる届出は要しない。

【第67条（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）】

- (2) 本号の届出は、第6章の2に規定する指定催しを開催する場合は、前述のとおり対象火気器具等を使用する露店等の情報を記した火災予防上必要な業務に関する計画を提出した場合は、当該計画の提出により本号に係る届出要件は満足するため、本号の届出は要しないが、それ以外の催しの場合は本号の届出が必要になる。その際、届出については、①対象火気器具等を使用する露店等ごとに提出する、②催しの主催者が当該露店等の開設届出を取りまとめ、一括して提出する、の2つの手法があるが、催しに係る防火管理の実効性を確保するためには、当該催しの規模にもよるが、基本的には②の手法で提出することが望まれる。
- (3) 本号は、平成25年8月15日に京都府福知山市で発生した花火大会火災（当該火災の概要については、第63条の3【参考】を参照すること。）を受けて制定されたものであるため、当該事案の社会的影響度等を勘案し、当該届出後、催しが開催される前までに、①届出に基づき、消防署による消火器の準備状況等の事前確認（必要に応じて消防署による指導）、②露店関係者が自らの責任において火災リスクアセスメント（火災危険度評価）を行わなければならない。②については、札幌市独自の取組として義務付けているものである。
- (4) 露店等の開設に係る火災リスクアセスメントについては、ただ漫然と（条例に定められているから）「消火器を設置する。」「露店の周囲は整理整頓する。」といったことをするのではなく、まずは「こんろなどを使用中に火災が発生した場合、消火器がない、どこに消火器が置いてあるのか分からないため、迅速な初期消火ができず、露店等が全焼し、来場者が死傷する危険性がある。」あるいは「業務中に、整理整頓されていない場所に放火される危険性がある。」のように、対策をとらなかった場合に想定される具体的な火災の危険性を関係者自らが認識することが必要である。その上で、「消火器を設置する。」「露店の周囲は整理整頓する。」といった具体的な措置が講じられているのかを確認することによって関係者自らが火災危険度の自己評価をし、本質的な防火安全対策につなげていくことが必要不可欠である。
- (5) 露店等の開設に係る火災リスクアセスメントは、英国での事例を参考にしている。英国では、施設責任者の責務として、適切かつ十分な火災リスクアセスメントを実施し、適宜更新していくことが法令上の責務として求められているところであり、当該制度を通じて施設の防火安全対策を確立している。このことから、札幌市では、平成26年の条例及び規則改正の際には、英国による火災リスクアセスメントの例を参考にし、以下のとおり規則第16条第12号の2に掲げる「露店等の開設届出書」において、(1)火災予防上必要な自己点検を実施すること、(2)自己点検は、①使用する対象火気器具等が安全であること、②消火器が準備されていること、③放火の防止に関する対策が講じられていること、④火災が発生した場合の初期消火、通報連絡及び避難誘導の方法及び手順が適切であること、について実施すること、としている。

【第67条（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）】

露店等の開設届出書			
(宛先) 札幌市 消防署長		年 月 日	
届出者 住 所 氏 名		(電話)	
開設時期	自 年 月 日 至 年 月 日	営業時間	開始 時 分 終了 時 分
開設場所			
催しの名称			
開設店数		消火器の 設置本数	
現場責任者	氏名 (電話)		
使用燃料	<input type="checkbox"/> 液体 <input type="checkbox"/> 固体 <input type="checkbox"/> 気体 <input type="checkbox"/> その他（電気等）		
自己点検 実施予定	<input type="checkbox"/> 火災予防上必要な自己点検を実施します。 <input type="checkbox"/> 各露店等に対し、火災予防上必要な自己点検を実施させます。		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

注1 法人又は組合にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
 3 印のある欄には、該当する印にレを付けること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。
 5 自己点検は、次に掲げる事項について実施すること。
 (1) 使用する対象火気器具等が安全であること。
 (2) 消火器が準備されていること。
 (3) 放火の防止に関する対策が講じられていること。
 (4) 火災が発生した場合の初期消火、通報連絡及び避難誘導の方法及び手順が適切であること。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

また、火災リスクアセスメントを効果的に行うために、以下に掲げる「対象火気器具等の使用・露店等の開設に係る防火安全自己点検票」（以下、本条【解説】において「自己点検チェックシート」という。）を用いることとしており、評価後は、当該チェックシートを来場者が一目で分かる場所に掲示しなければならない。

【第67条（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）】

対象火気器具等の使用・露店等の開設に係る防火安全自己点検票

		年 月 日
点検実施者 氏名		
下記のとおり、対象火気器具等の使用及び露店等の開設に伴い、防火安全の自己点検を行いました。		
記		
点 検 内 容	チェック欄	
1 こんろ・グリドル・ストーブなどを使用中に火災が発生したが、消火器がない、又はどこに消火器が置いてあるのかわからず、迅速な初期消火ができず、露店等が全焼し、来場者が死傷するかもしれない。		
使用期限の経過していない消火器を準備する。	<input type="checkbox"/>	
準備した消火器がどこに置いてあるのか、露店等の関係者全員で確認する。	<input type="checkbox"/>	
露店等の関係者全員で、消火器の使用方法を確認する。	<input type="checkbox"/>	
2 ガスボンベとゴムホースの接続不良やホースのひび割れがあり、そこからガスが漏れ出し、引火又は爆発するかもしれない。		
ゴムホースの長さは2m以内とし、接続部分をホースバンド等で締め付ける。	<input type="checkbox"/>	
使用前に、ゴムホースにひび割れ等の劣化がないか点検する。	<input type="checkbox"/>	
ホースの継ぎ足し、三方継手により二又分岐させない。	<input type="checkbox"/>	
3 業務中にガスボンベにぶつかる、又は強風や地震によりボンベが転倒し、来場者がけがをしたり、ガスが漏れ出すことにより引火又は爆発するかもしれない。		
ガスボンベは、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置する。	<input type="checkbox"/>	
ガスボンベは、転倒しないよう鎖等で固定する。	<input type="checkbox"/>	
4 調理中に火のついた物や炭火がこんろや火鉢の下に落ちる、又は炭の残り火が他の物に引火して、火災が発生するかもしれない。		
こんろや火鉢の下には、不燃材料のものを敷く。	<input type="checkbox"/>	
炭の残り火は、水をかけて完全に消火し、紙くず等と分別して処理する。	<input type="checkbox"/>	
5 たばこの吸い殻を他のごみと同じゴミ箱に処分する、又は溜まった灰皿に消したつमりの吸い殻を入れたことにより、火災が発生するかもしれない。		
灰皿には水を入れ、吸い殻は他のごみと分別し、ふたの付いた不燃の容器に入れる。	<input type="checkbox"/>	
6 業務中に、整理整頓されていないところやごみ集積場所に放火されるかもしれない。		
露店等の周囲は、整理整頓しておく。	<input type="checkbox"/>	
ごみは、指定された時間に指定された場所へ出し、放火をされないようにする。	<input type="checkbox"/>	
7 火災発生時、頭の中が真っ白になり、初期消火や119番通報、適切な来場者の避難誘導ができないかもしれない。		
火災発生時に連絡しなければならない場所（消防・催しの主催者等）を確認する。	<input type="checkbox"/>	
火災発生時の来場者の避難誘導要領を確認する。	<input type="checkbox"/>	

(6) 自己点検チェックシートは、対象火気器具等を使用する際の危険要素とそれに対する対策を頭の中で明確にイメージすることを促すものであると同時に、自らのスペースと自らのところに訪れる客は、自らが主体的に安全管理を行い、客の安全確保を図るという「自主防火管理」・「自己責任」を促す目的もある。よって、消防による防火指導と露店等の関係者による自主防火管理

【第67条（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）】

が一体となって、催しに訪れる来場者の安全及び安心の確保を図ることとしている。

- (7) 届出は、当該行為を行う区を管轄する消防署に対し、規則様式19の2の届出書（露店等の開設届出書）を提出する。
- (8) 届出書の提出を受けた消防署は、必要に応じて届出内容を調査する。
- (9) 催しの開催にあたり実施しなければならないこと、催し等において対象火気器具等を使用する露店等の関係者が実施しなければならないこと、催しの主催者が実施しなければならないことについては、「催し等における火気器具等の取扱い及び防火管理に係る運用の手引」が札幌市公式ホームページに掲載されているので、確認すること。

【参考】火薬類取締法・火薬類取締法施行規則（抜粋）

○火薬類取締法第25条
（消費）

第25条 火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者（火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。以下「消費者」という。）は、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習、信号、観賞その他経済産業省令で定めるものの用に供するため経済産業省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合、法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する場合及び非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合は、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、その爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が不相当であると認めるときその他その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたときと認めるときは、爆発又は燃焼前に限り、その許可を取り消すことができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、消費に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

○火薬類取締法施行規則第56条の4
（煙火の消費）

第56条の4 消費場所において煙火を取り扱う場合には、第51条第14号、第17号及び第18号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- (1) 煙火を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。
- (2) 煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該煙火を使用しないこと。
- (3) 前号の検査により使用に適さないと判断された煙火は、その旨を明記したうえで、次項本文の規定により設けられた煙火置場（同項ただし書の場合にあつては、火薬庫又は第15条第1項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所）に返送すること。
- (4) 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置しないこと。
- (5) 煙火が爆発又は燃焼しているときは、打揚火薬の計量をしないこと。
- (6) 煙火の消費場所の付近に消火用水を備える等消火のための準備をすること。
- (7) 煙火を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。
- 2 消費場所においては、煙火の管理及び打揚げ等の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。
- 3 前項の煙火置場は、次の各号の規定によらなければならない。
 - (1) 煙火置場は、打揚筒の設置場所、仕掛煙火の設置場所及び火気を取り扱う場所に対し、20メートル以上の距離をとること。ただし、船上で煙火を消費する場合その他やむを得ずこの距離をとることができない場合には、星の衝突等による衝撃が煙火置場の内部に及ばないように

【第67条（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）】

措置を講ずること。

- (2) 煙火置場は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。
 - (3) 煙火置場に煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置する場合には、盗難を防止するための措置を講ずること。
 - (4) 煙火置場の周囲には、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。
 - (5) 煙火置場に煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置する場合には、これらに覆いをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。
- 4 煙火（手筒煙火を除く。以下この項及び次項において同じ。）を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。
- (1) 打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。
 - (2) 煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合には、煙火の消費を中止すること。
 - (3) 打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量は、当該打揚げに必要な数量を超えないこと。
 - (4) 煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しの都度完全に蓋をし、又は覆いをすること。
 - (5) 打揚筒は、風向を考慮して上方その他の安全な方向に向け、かつ、打揚げの際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。
 - (6) 打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を掃除すること。
 - (7) 消費の準備の終了した仕掛煙火（火の粉により点火しないよう必要な措置が講じられているものを除く。）から20メートル以内の場所においては、煙火を打ち揚げないこと。ただし、当該仕掛煙火から20メートル以内の場所に関係人がいない場合は、この限りでない。
 - (8) 上空に打ち揚げ開かせる煙火は、通路、人の集合する場所、建物等に対して20メートル以上の安全な高さで開かせること。
 - (9) 煙火を打揚筒内に入れるときは、紐等を用いて静かに降下させること。ただし、連発打揚げをする場合には、この限りでない。
 - (10) 煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
 - (11) 直径3センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、離隔距離（打ち揚げようとする煙火の打揚筒から関係人までの距離をいう。以下この号において同じ。）が20メートル以上となるようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 直径24センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が5メートル未満となる場合において、打揚筒が破裂したときに発生する飛散物（以下この号及び第14号において「飛散物」という。）を遮断する防護措置を講ずるとき。
 - ロ 直径24センチメートルを超え直径30センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が5メートル以上20メートル未満となる場合又は直径30センチメートルを超え直径60センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が10メートル以上20メートル未満となる場合において、飛散物の威力を軽減する防護措置を講ずるとき。
 - ハ 直径24センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が5メートル以上20メートル未満となる場合において、飛散物に対する安全対策を講ずるとき。
 - (12) 直径3センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、電気又は導火線により点火すること。ただし、前号イの場合は、この限りでない。
 - (13) 第11号イの場合（直径3センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合を除く。）には、当該打揚げに使用する打揚筒は、他の打揚げに従事している者に係る打揚筒に対して2メートル以上の距離をとること。
 - (14) 第11号ロの場合には、当該打揚げに使用する打揚筒は、軽量の飛散物となるような材質のものをできるだけ使用すること。
 - (15) 点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、次の規定を守ること。
 - イ 打揚筒内をのぞき込まずに直ちに打揚筒から離れること。
 - ロ 十分な時間が経過した後に、打揚筒内に多量の水を注入する等の当該煙火が打ち揚がらな

【第67条（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）】

い措置を講じ、煙火を取り出すこと。

- (16) 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。
- 5 煙火の消費に際し、電気点火を行う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。
- (1) 点火は、取扱いに際し、摩擦、衝撃等に対して安全な点火具により行うこと。
- (2) 点火具は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験は、発火のおそれがない安全な方法で行い、かつ、危害予防の措置を講ずること。
- (3) 落雷の危険がある場合には、点火具に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。
- (4) 漏えい電流により点火するおそれがある場合には、電気点火をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、この限りでない。
- (5) 電気点火器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。
- (6) 点火母線は、電気点火器の出力電圧に耐え得る絶縁効力のあるもので機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。
- (7) 点火母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帯電するおそれが多いものから隔離すること。
- (8) 電気点火器と点火母線との接続後は、打揚筒に近づかない等の危害予防の措置を講ずること。
- (9) 点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火具の全抵抗を考慮した後、点火具に所要電流を通ずること。
- (10) 電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火することができないよう措置を講ずること。
- (11) 点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で実施すること。
- (12) 点火回路の全部又は一部を無線とした場合には、誤った信号を受信することにより点火具が意図に反して発火しないよう措置を講ずること。
- 6 手筒煙火を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。
- (1) 手筒煙火の消費場所は、当該手筒煙火に詰められた黒色火薬の重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対して安全な距離をとること。
- (2) 手筒煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合には、手筒煙火の消費を中止すること。
- (3) 手筒煙火の消費中は、他の手筒煙火を消費している者に対して安全な距離をとること。
- (4) 火の粉が十分に噴き出している間は、噴出口及び筒底を自己又は他人の身体に向けないこと。
- (5) 手筒煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- (6) 手筒煙火に点火しても火の粉が噴き出さないときは、噴出口をのぞき込まずに、噴出口から筒に多量の水を注入すること。